東松山市社会福祉協議会個人情報保護規程 地域活動支援センターに関する個人情報取扱業務概要説明書

東松山市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、地域活動支援センター(以下「本センター」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

ター」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。	
ター」という。) にかかわる個 / 個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	・本センター利用者について基本台帳に記載した事項 氏名、年齢、性別、生年月日、住所、連絡先、医療情報(診断名、医療機関名 及び主治医)経済状況、年金・手帳の有無及び等級、健康保険の種別、家族 構成、利用中のサービス、生活歴、相談経過、治療歴、その他必要に応じて 聞き取りをした内容等 ・本センターに関わる相談員が相談により把握したフェイスシート、アセスメント 票、支援計画書に記載及び入力した事項 基本台帳の内容、生活環境に関する情報、身体機能・能力等に関する情報、
個人情報の利用目的	氏名及び利用時間 ・その他、本センターのサービス提供に際し必要な情報 本センターによる相談支援を適性かつ円滑に行い、本センター利用者が自分
個人情報の利用・提供方法	の生活を自分で決めていけるように、希望を尊重して支援する事を目的とする。本センター担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューター入力し、ケースカンファレンス、ケア会議等上記目的に沿った利用を行う。また、下記により本センター内部での利用又は外部への情報提供を行う。 (1)内部での利用ケースカンファレンス・支援方針を本事業担当者内で討議し、統一する・本事業担当職員間での連携と情報の共有 (2)外部への提供ケア会議・支援機関が複数にまたがる場合、支援方針共有の為の会議資料など他機関への引継ぎ・業務連携において必要な情報共有を行うため・他機関への移行の際に必要な情報提供を行う行政からの委託業務に関して・委託業務に関して・委託業務に関して・委託業務に関する報告・業務完了時に発生する請求に関する事務 〇本人からの同意がなくても個人情報を第三者に提供できる場合 1、法令に基づく場合 (警察や検察庁から、捜査関係事項の照会があった場合など) 2、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 (大規模災害や事故などの緊急時に、情報提供依頼があった場合など) 3、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成に必要な場合 (地域のがん登録事業において、診療情報の提供依頼があった場合など) 4、国の機関などに協力する場合 (税務署などから、任意の顧客情報の提供依頼があった場合など)

その他の情報	上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨を個人情報保護担当者までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。 また、これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等をすることができます。
個人情報保護担当者	共生型多機能性センター係 山崎 秋良 0493-21-5603
本事業における苦情対応担当者	次長 澤井 太二郎 0493-23-1251(市民福祉センター) 0493-21-5556(総合福祉エリア)